

ナーシングホーム「そのだ」  
看護小規模多機能型  
居宅介護事業所  
運営規定及び重要事項説明書



令和4年3月1日改定

令和6年5月1日改定

医療法人社団 苑田会

## 【ナーシングホームそのだ看護小規模多機能型居宅介護運営規定】

### ナーシングホームそのだ基本理念

「その方の持てる能力を最大限に生かし、  
その人らしく過ごせるよう 必要な支援をいたします。」

### そのだ訪問看護ステーション基本理念

「手で見て、目で見、心で見て、あなたらしさに寄り添う看護を提供いたします。」

- ① 常にその方の立場に立ったケアを考えます。
- ② 自ら考え行動できる人材を育成します。
- ③ 地域社会への貢献と、健全な経営を目指します

### (事業の目的)

第1条 この規定は医療法人社団苑田会が設置するナーシングホームそのだ（以下「ホーム」という）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ホームの円滑な運営を図るとともに、看護小規模多機能型居宅介護事業所、（通所介護・ショートステイ・訪問看護・訪問介護・以下「事業」という）の提供を確保することを目的とする。

### (運営の方針)

#### 第2条

- 1、ホームはそれぞれのサービスを提供することにより、利用者の生活の質を確保し健康管理及び日常生活活動の維持回復を図るとともに、地域での孤立を予防し孤独死を防ぐために在宅医療を推進し快適な在宅療養生活ができるよう努める事を方針とする。
- 2、ホームは事業の運営に当たって、必要な時に必要な、サービスの提供が出来るように努めなければならない。また、そのサービスが適正かどうかの判断を慎重に行う。
- 3、ホームは事業の運営に当たって関係市区町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療または介護福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### (事業の運営)

#### 第3条

- 1、ホームは、この事業の運営を行うにあたっては、ケアプランに沿って適正にサービスを提供する。
- 2、ホームは、サービスを提供するにあたり、次のように業務を定める  
通所介護・訪問介護・ショートステイにおいては、保健師、看護師、准看護師、介護福祉士、実務者研修受講者・介護職員、PT、OT、STの連携によりサービスを提供する。
- 3、医事経理その他雑務の業務をするものとして必要人数の事務職員を置き受付業務をするものとする。

### (事業の名称及び所在地)

第4条 サービスを行う事業の名称及び所在地は、次の通りとする。

- ① 医療法人社団苑田会  
ナーシングホームそのだ看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ② 所在地：東京都足立区保木間四丁目 15 番 16 号

③ 電話 03-5831-0420

### (利用者定員)

事業所の登録定員は29名とする。

事業所の通いサービスの利用定員は15名とする。

事業所の宿泊サービスの利用定員は9名とする。

※ただし、緊急災害時はこれに限らず考慮する。(緊急保護・緊急避難など)

### (職員の職種・職員数・職務内容)

第5条 ホームに勤務する職員員数及び職務内容は次の通りとする。

1 管理者：1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し適切な事業運営が行われるよう統括する。

但し、管理上支障がない場合は、他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に兼務し従事することができるものとする。

2 看護職員：看護師・准看護師

3 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 ※必要に応じて採用配置する。

在宅におけるリハビリテーション、通所介護でのリハビリテーションを担当する。

4 事務職員 2名・・・レセプト関係事務作業・経理・書類作成・ファイル整備、受付等

5 介護職員・介護支援専門員・生活相談員

### (営業日及び営業時間等)

第6条

1 ホームの営業日及び営業時間は職員就業規則に準じて定めるものとする。

① 営業日 年中無休

② 24時間常時、利用者及びその家族からの電話等による連絡体制を整備、必要時訪問をできる様体制を整備する。

### (サービスの利用時間と利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づくサービス利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。

### (緊急時における対応方法)

第8条 1 看護師・介護職員等はサービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を講ずるものとする。主治医に連絡が取れない時は救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 前項について、しかるべき処置をした場合には、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

### (利用料等)

第9条 1 ホームは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づくサービスを利用する場合は、介護報酬告示上の額の1～3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は全額利用者の自己負担とする。

2 ホームは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として、別表の額の支払いを利用者から受けるものとする。

看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用料金

	1ヶ月	備考 (1割負担)
要介護1	¥13,817	基本料金 13817円
要介護2	¥19,331	基本料金 19331円
要介護3	¥27,174	基本料金 27174円
要介護4	¥30,821	基本料金 30821円
要介護5	¥34,863	基本料金 34863円

※宿泊1日につき ① ¥3,000 ② おむつパック¥4,500 ③ 医療パック¥7,000

※食事代 1食 ¥600 おやつ代 ¥200 お弁当代 ¥300

※その他個人負担相当と思われるものについては全額自己負担となります。

## 衛生材料 料金表【自費料金】

商品名	個数	料金
アレピンライフ (12.9cm×12.9cm) 骨突出部に使用のクッション材	1枚	¥580
アレピンライフ (15.4cm×15.4cm) 骨突出部に使用のクッション材	1枚	¥1,040
ハイドロジェントルエイド (7.5cm×7.5cm) 表皮剥離時使用	1枚	¥200
ハイドロジェントルエイド (10cm×10cm) 表皮剥離時使用	1枚	¥240
メロリンガーゼ (10cm×10cm)	1枚	¥130
メロリンガーゼ (10cm×20cm)	1枚	¥260
メロリンガーゼ (1m)	1枚	¥940
エアウォール (10cm×5m)	1個	¥1,500
ベーターローション (小)	1個	¥500
ベーターローション (大)	1個	¥1,100
ウロバッグ	1個	¥370
プラスチックグローブ (100枚入り)	1個	¥240
お尻拭き (72枚入り)	1個	¥260

### (通常業務を実施する地域)

第 10 条 事業所が通常業務を実施する地域は、足立区内

### (相談・苦情対応)

第 11 条 1 ホームは、利用者からの相談苦情に関する窓口を設け、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対して迅速に対応する。(別紙参照)

2 ホームは前項の苦情内容について記録しその完結の日から 2 年間保存する。

### (事故処理)

第 12 条 1 ホームはサービス提供の際し、利用者に事故が発生した場合には速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族に連絡を行うとともに、人命を最優先した必要な処置を講ずる。

2 ホームは前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録してその日の完結の日から 2 年間保存する。

3 ホームは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

### (その他運営についての留意事項)

第 13 条 1 施設管内はすべて禁煙とする。(屋外に指定か所設置)

2 入居中の飲酒は原則禁止とする。(ケア-における特別な場合は許可することもある)ノンアルコール飲料は可とする

3 通所介護サービス中において体調等が、すぐれない場合はホーム職員の判断で入浴を中止する場合もある。

4 ホームは、社会的使命を充分認識し、職員の質向上を図るために、次に掲げる研修の機会を設け、また業務体制を整備するものとする。

① 採用時の研修、入職後 3 カ月リフレッシュ研修

② ジョブアカデミー(オンラインセミナー)の受講(法令研修等)

③ 年間計画での法人内研修、症例研究、院外研修

④ 個人の目標に合わせた研修受講の機会を与え、自らが進んで成長できるような育成計画を立てそれを支援する。

2 職員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報に当たる事柄を口外してはならない。退職後も同様とする。誓約書の提出を義務付ける。

3 職員は有資格者としての自覚を持ち常に社会的模範となる行動を心掛ける。

4 ホームは利用者に対するサービス提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保管しなければならない。(医療及び特定療養費に係る、療養に関する諸記録等は 3 年間、診療録は 5 年間保管とする。)

### (ナーシングホームそのだにおける緊急・災害対策について)

第 14 条

1. ホーム内における火の取り扱いには十分注意し、調理の際など利用者が扱う場合など、そばを離れず、キッチンから出る時は必ずスイッチの OFF を確認する。

2. ホーム全職員を対象とした災害訓練を年に数回行い日頃の意識を高める。

3. 大災害においては、館内利用者の安全を最優先とし、施設内に待機する。また、ご家族と連絡が取れ次第帰宅の調整を図る。医療薬剤等が必要な場合は、苑田会各医療機関と連携

し対応する。

4. 又、備蓄等に関しては法人の規定に従い。水・毛布・食料等を法人倉庫に保管して置く。
5. 地域の急病人発生及び利用者の急変時は、誰もがその場で正しい判断ができるよう日頃から訓練しておく。(AEDは2階受付にあり、付近住民にも伝えておく)
6. 災害発生時は当事業所BCPに沿って委員会を設置し業務にあたる。

#### 第15条

職員は、就業規則を遵守し、自己の健康管理に努める。年1回の健康診断を受ける。

(追記虐待防止・利用者の権利擁護について)								
		職員はいかなる場合においても、身体拘束は行ってならない。また、身体拘束や虐待にあたる行為を、しようとする者する者を決して見過ごすことなく直ちにやめるよう警告する。特に虐待にあたる行為は就業規則の賞罰にあたる。						
第16条	1.ステーション職員はすべての人に対して、個人的人権を尊重する観点より、虐待を疑われるケースにあたった場合							
	いかなる理由があろうとその対象者の権利を守るための行動を起こすことを心掛け、上司・地域・主治医と連携し、通報を行う							
	2.通報する場合は個人情報保護義務は解かれ、必要な情報を関係機関の提供する							

#### 第17条

昨今問題化されているカスタマーハラスメントについては、断固とした対応をする。長時間にわたる接客の要求、苦情、暴言暴力等について、契約解除業務の中断中止、通報も考慮する。

(附則) 令和3年4月1日施行

令和6年4月1日改訂